

平成25年6月4日

第2494号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○建築基準法による道路位置の指定（263、264・由利地域振興局建設部）…………… 1

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を相当とする旨の決定（山本地域振興局農林部）…………… 1

○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 2

○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 2

告 示

秋田県告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年6月4日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市岩渕下50番地 富士不動産株式会社 代表取締役 佐々木 千尋	由利本荘市東梵天146番 の内、147番の内	55.19メートル	6.00メートル	平成25年5月27日

秋田県告示第264号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年6月4日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字家妻212番 地2 あかり不動産 代表 田中 浩子	由利本荘市一番堰17番3 の内、18番14の内	31.77メートル	5.00メートル	平成25年5月27日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、峰浜土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理事業）計画の変更に係る申請を相当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月4日

秋田県知事 佐竹敬久

- 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 縦覧期間 平成25年6月5日から同年7月2日まで
- 縦覧場所 八峰町農林振興課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、男鹿市福川土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成25年5月28日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月27日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久